

議 決 事 項

公告第7号

役員の就任について

色麻町長の伊藤拓哉理事が平成27年8月27日付け、七ヶ浜町長の渡邊善夫理事が平成27年9月10日付けをもって本会理事を退任したため、平成26年2月14日開催の平成25年度第2回通常総会議決に基づき、その後任理事として下記の者が就任したので報告する。

記

役 名	新 任 役 員	就 任 年 月 日	推 薦 母 体
理 事	加美町長 猪 股 洋 文	平成27年8月28日	宮城県町村会
理 事	松島町長 櫻 井 公 一	平成27年9月11日	宮城県町村会

公告第8号

平 成 2 8 年 度 事 業 計 画

第1 基本方針（重点項目）

審査支払機関としてこれまで以上に審査支払業務の充実強化に取り組むとともに、保険者の共同体として、保険者ニーズに応える事

業展開を行うこと等を基本方針とし、国民健康保険制度、介護保険制度及び後期高齢者医療等の円滑かつ健全な運営に資するとともに、関係団体等と連携を図りながら、各種事務事業を展開する。

なお、平成27年5月29日に公布・施行された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」により、平成30年4月1日から都道府県も保険者となることから、今後の具体的な協議を注視しながら的確に対応する。

また、国保中央会で開発している次期国保総合システムについては、新国保制度の開始時期等を勘案し、平成30年3月から本稼働とされたが、平成28年度から運用テスト等が開始されるため、国保中央会から示されるスケジュールや各種説明会資料を精査しながら機器調達及び導入等を進める。

併せて、今年度においても引き続き被災保険者に対し、継続的支援を行う。

なお、次の項目を重点項目として取り組みを行う。

1 国保制度長期安定化への対策

- ・医療保険制度の一本化及び国保財政の安定化対策を国保制度改善強化全国大会を通じ国に改善要請

- 2 医療費適正化対策の強化
 - ・審査業務の充実強化
 - ・審査委員会の円滑な運営
- 3 保険者事務共同処理事業の充実及び次期システム導入等に向けた準備
 - ・国保総合システムと本県独自システムの安定的運用
 - ・新国保制度に対応した次期システムの導入に係る対応
 - ・国保保険者標準事務処理システムの導入に係る対応
- 4 保健事業の積極的な推進
 - ・保険者支援事業の充実強化
 - ・データヘルス計画の推進
 - ・宮城県地域医療構想策定に関する保険者協議会の円滑な運営
- 5 介護保険関係業務の推進
 - ・介護給付適正化対策事業の保険者支援の充実
- 6 被災市町に対する継続的支援
 - ・沿岸市町に対する重点的支援活動の継続

第2 会務運営に関する事業

事業項目	事業内容
1 会務運営等の具体的方針を決定するための諸会議の開催	(1) 機関会議 ア 通常総会 2回(7、2月) イ 理事会 4回(4、7、12、2月) ウ 監事会 1回(7月) エ 三役会議 (随時) (2) 調査研究 ア 国保(介護)問題調査研究委員会・小委員会 イ 国保(介護)主管課長・国保組合事務(局)長会議 (3) 会計監査関係 ア 外部監査 3回計9日間(6、9、2月) イ 監事会事前調査 1回(6月) ウ 定期検査 例月・定期(6、11月)
	(4) 国保中央会関係 ア 理事会・定期総会 イ 全国常勤役員会議 ウ 全国事務局長会議 (5) その他 複式簿記の運用

第3 事業振興に関する事業（国保制度長期安定化への対策を含む）

国民健康保険制度改善強化実行運動の展開及び国民健康保険等功労者の表彰等国保事業の振興発展を図るために事業を実施する。

また、平成30年4月1日から施行される国民健康保険法の一部改正に伴い、保険者の円滑な対応を期するための支援等の事業を実施する。

事業項目	事業内容
1 国保制度改善強化策	(1) 国保制度改善強化全国大会への参画及び陳情事項の実行運動 ア 国保制度改善等東北地方国保協議会決議事項の中央陳情 イ 国保制度改善強化全国大会(11月) (2) 県国保運営協議会連絡会との連携 (3) 国保関係予算対策実行運動の実施 ア 全国大会決議事項陳情(予算関係) イ 政府予算獲得実行運動
2 国民健康保険事業功労者表彰	(1) 厚生労働大臣表彰 (2) 国民健康保険中央会表彰 (3) 宮城県国民健康保険団体連合会理事長表彰
3 新国保制度への的確な対応	新国保制度に関する保険者説明会 ア 新国保制度に関する情報提供 イ 新国保制度に関連するシステムの説明

第4 診療報酬審査支払等業務（医療費適正化対策の強化を含む）

各種診療報酬額決定・調定を行い保険者からの納入後、期日までに保険医療機関への支払を実施する。

事業項目	事業内容
1 国保、後期高齢者医療及び各種公費診療報酬納入支払業務	(1) 保険者からの納入 ア 毎月 18日 (2) 保険医療機関への支払 ア 毎月 20日(電子請求分) イ 月末前日(紙請求分) ※上記各期日は休日の関係で変動すること。 (3) 指定公費負担医療費の審査支払 「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」により国が支払う一部負担金の一部に相当する額(指定公費負担医療費)を、「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金交付要綱」に基づき国から交付を受け、保険医療機関及びその他の請求者に支払う。 (4) 債権譲渡への対応 ア 保険医療機関及び介護保険事業所等の債権譲渡等に関する管理及び処理を行う。

<p>2 審査業務の充実強化</p>	<p>(1) 電子レセプト請求に伴う事務審査体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 重点審査の効率的推進 イ 高額（7万点以上）審査の充実強化 <p>(2) レセプト画面審査による事務審査の効率化及び事務共助の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事務点検支援システムによる審査の質の向上 イ 「審査事務共助支援システム」及び「入院・外来チェックシステム」を利用した事務審査の充実強化 ウ 国保総合システムの円滑な運用 <p>(3) 縦覧・横覧・突合審査の充実及び効率的運用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 国保総合システムによる医科レセプトの縦覧及び横覧点検の充実強化 イ 国保総合システムによる医科と調剤レセプトの突合点検の拡充及び効率的運用 ウ 一次審査及び突合審査に係る職員への事務付託事項の精査及び管理 <p>(4) 審査情報の積極的活用による審査の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報の共有化の推進及び査定率向上に向けた取り組みの強化 イ 審査情報の収集とデータベース化 ウ 審査結果照会システム等を活用した一次審査への効率的運用 <p>(5) 療養費支給申請書点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 申請書の搬送及び仕分け イ 申請書の内容点検 ウ 申請書データの作成 エ 支給決定通知書の封入封緘 <p>(6) 平成27年4月から受託した後期高齢者に係る「あんま・マッサージ・はり・きゅう」の迅速で適正な審査事務処理</p> <p>(7) 海外療養費不正請求対策事業に係る事務処理</p>
--------------------	---

3 国保診療報酬審査委員
会の円滑な運営

(1) 診療報酬審査委員会

審査委員会は、公益を代表する委員、保険者を代表する委員及び保険医代表の委員（それぞれ同数）をもって組織され、国民健康保険法第88条に基づき委員は県知事が委嘱し任期は2年間である。

ア 会 期 毎月5日間

【会期外】毎月3日間（会期前2日間、会期後1日）

※毎月、委員会会期中に土曜日及び全員協議会を含むものとし、再審査部会及び運営委員会並びに審査専門部会は会期外に開催し、審査の充実及び運営の円滑化に努める。

イ 委員定数 現行63名以内

ウ 選出区分

公益代表：21名

保険者代表：21名

保険医代表：21名

エ 審査委員会期間及び開催曜日の固定化

⇒会期を5日間とする。

オ 同一審査委員に対する一次審査と二次審査の配分

カ 電子レセプトの増加に伴い、適正かつ効率的な審査体制を確立するため、常務処理審査委員の増員の検討

(2) 全員協議会

審査委員の意思統一を目的として、再審査部会の協議事項の審議を行うと共に、審査方法及び基準等についての全体協議を行い、審査基準の統一化を図る。

(3) 再審査部会

審査基準及び審査方針等について協議するとともに、再審査の申立があった保険医療機関等への対応について審議する。

(4) 審査専門部会

高点数レセプト等について専門的に審査するため、審査委員会会長が審査委員から専門部会員を推薦し、理事長が任命する。

ア 審査専門部会員 医科10人

※ 一定点数以上（7万点以上40万点未満）診療報酬明細書及び特に専門的な審査を必要とする診療報酬明細書

(5) 特別審査

国民健康保険法第45条第6項の規定により、厚生労働大臣の定める診療報酬の審査については、国民健康保険中央会に設置する特別審査委員会に委託する。審査対象となる診療報酬明細書は、医科40万点以上（ただし、心・脈管に係る手術を含むものについては70万点以上）、歯科は20万点以上を対象とする。

<p>4 柔道整復療養費審査委員会の円滑な運営</p>	<p>(1) 柔道整復療養費審査委員会</p> <p>柔整審査委員会は、学識経験を有する者、保険者を代表する者及び施術担当者を代表する者をもって組織され、委員は本会理事長が委嘱し任期は2年間である。</p> <p>ア 会 期 毎月1回開催</p> <p>イ 委員定数 9人</p> <p>ウ 選出区分 学識経験を有する者：3人 保険者を代表する者：3人 施術担当者を代表する者：3人</p> <p>(2) 適正な審査の充実強化</p> <p>「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、「多部位施術」「長期施術」及び「頻回施術」の算定について重点的に審査を行うなど、適正な審査の充実強化</p> <p>(3) 関係機関との連携</p> <p>ア 平成25年8月から審査委員会が分離開催になったことから、国保と社保の審査委員会の状況や適正化への取り組み等について、全国健康保険協会（協会けんぽ）宮城支部との情報交換</p> <p>イ 東北厚生局及び県主管課並びに関係機関との連携</p>
-----------------------------	--

第5 保険者事務共同事業（電算、第三者、財政安定化、高額医療費、高齢者医療制度円滑導入、乳幼児、特別徴収事務、出産育児）

保険者事務共同処理事業の充実及び次期システムの推進

事業項目	事業内容
<p>1 国保総合システムを活用した業務の推進及び保険者業務支援システムの利用による保険者支援の推進</p>	<p>(1) 国保総合システムと本県独自システムの安定的運用を図るために事業を実施する。</p> <p>ア 国保担当職員初任者研修会</p> <p>イ 電算共同処理事務担当者職員研修会</p> <p>ウ 保険者巡回訪問</p> <p>(2) 保険者業務支援システムの活用</p> <p>ア 二次処理業務</p> <p>イ 異動処理業務</p> <p>ウ 事業月・年報処理業務</p> <p>エ 高額医療介護合算処理業務</p> <p>オ 共同処理（療養費支給実績報告）業務</p> <p>カ 医療費統計業務</p> <p>キ 各種データ取得業務</p> <p>ク 快速サーチャー（電子帳票等）業務</p>

2 国保中央会等との連携によるシステムの機能改善と安定的運用の推進	(1) 新国保制度に関する国民健康保険料(税)に関する研修会 (2) 国民健康保険料(税)適正算定マニュアル(システム)の運用の推進及び支援
3 後期高齢者医療請求支払システム等の業務の推進	広域連合との連携による業務の推進
4 次期国保総合システム機器設置及び導入に向けた準備	(1) 次期国保総合システム導入・設置関連業務 ア 次期国保総合システム導入等に関する説明会 イ 機器導入準備及び設置 ウ データ移行・切替及び運用テストのスケジュール管理 (2) 社会保障・番号制度 市町村から連合会へ提供される被保険者情報のインターフェイスに社会保障・番号制度の個人番号が追加され、平成29年4月～9月頃に次期国保総合システムとのテストが開始されることから調査研究するもの。
5 国保保険者標準事務処理システムの推進	(1) 国保保険者標準事務処理システムの調査研究 (2) 新国保制度対策室と連携強化
6 第三者行為求償事務	(1) 求償事務の代行 (2) 求償事務の指導、相談及び調査並びに相談員派遣 (3) 交通事故通報 (4) 求償事務研修会 (5) 求償事務巡回相談
7 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等	(1) 保険財政共同安定化事業 ア 市町村国保間の保険料(税)の平準化と財政の安定化を図るため、各市町村国保からの拠出による保険財政共同安定化事業を実施する。 イ 「国保財政運営の都道府県単位化推進」のための制度改正に対応し、市町村へ正確かつ迅速な情報提供を実施する。 (2) 高額医療費共同事業 ア 高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響を緩和するため、各市町村からの拠出による高額医療費共同事業を実施する。 (3) 超高額医療費共同事業 ア 国保中央会を実施主体とし、国庫補助を基に高額医療費共同事業の安定化と保険者の財政運営の不安定緩和を目的に実施する。
8 社会保険乳幼児共同処理	社会保険加入者における乳幼児医療費助成事業の医療費請求書受付、決定、支払業務。 ア 社保乳幼児医療費請求書の受付業務 ・医療機関から社保乳幼児医療費請求書受付(10日) イ 社保乳幼児医療費請求書の決定業務 ・エラーチェック、重複請求チェック等の決定業務

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格確認業務 <ul style="list-style-type: none"> ウ 社保乳幼児医療費請求書の支払業務 ・ 保険者からの納入（18日頃） ・ 医療機関等への支払（早期：20日頃）（通常：28日頃）
9 出産育児一時金等の直接支払	<p>(1) 出産育児一時金直接支払実施医療機関等から請求される専用請求書の受付、決定、支払業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 出産育児一時金等専用請求書の受付業務 ・ 医療機関から正常分娩及び異常分娩の専用請求書受付（10日） ・ 医療機関から早期支払分の専用請求書受付（25日） イ 出産育児一時金等専用請求書の決定業務 ・ エラーチェック、重複請求チェック等の決定業務 ・ 過誤調整業務 ・ 異常分娩分における医療保険レセプトとの一部負担金突合チェック ウ 出産育児一時金等専用請求書の支払等業務 ・ 全国決済業務 ・ 保険者からの納入（正常：3日頃）（異常・早期：16日頃） ・ 医療機関等への支払（正常：9日頃）（異常・早期：20日頃）
10 医療機関に係る返還金処理業務	<p>東北厚生局及び県における保険医療機関等の指導・監査等によって、診療報酬の返還金が発生した場合、保険医療機関等が作成した自主返還に係る書類を元に、保険者へ返還金の処理を行うもの。</p>
11 ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の取得	<p>本会情報セキュリティ対策の一環として、組織における総合的な情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティマネジメントシステムを構築する。</p>

第6 保険者支援事業（研修及び支援事業、調査研究、広報、啓発）

事業項目	事業内容
1 保険者支援事業の推進	<p>(1) 保険者レセプト点検事務等ブロック別研修会</p> <p>【研修概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 審査情報の伝達について イ 点検ポイントについて（医科） ウ 再審査申立等の注意点について エ 医療と介護の給付調整について オ 診療報酬点数改正について カ 質疑応答 <p>(2) レセプト点検巡回支援等による保険者支援</p> <p>レセプト縦覧点検、再審査申立事務等の実地指導及び支援（意向調査後保険者へ出向）</p>

2 医療費・疾病分析等資料の作成	地域における健康問題を分析した上で、医療費適正化等に対する効果的な保健事業の推進に資する。 ア 全疾病分析事業統計表作成
3 広域連合受託業務	後期高齢者医療広域連合二次点検受託業務の円滑な運用
4 広報誌みやぎの国保の発行	広報誌「みやぎの国保」は、各保険者間の情報交換及び連合会事業のPRの媒体として、重要な役割を果たしており、読みやすい紙面構成と読者が安らぎを感じる（読んでもらえる）広報紙の作成を目指す。 本会の各種事業報告、保険者情報、健康・栄養に関する啓蒙・啓発等の内容で構成し、広く国保事業への理解と運営に寄与するため作成し、国保関係者並びに各関係機関に配布するもの。 (4月・7月・10月・1月発行)
5 国保情報の提供	国民健康保険中央会から提供された情報を関係機関に提供する。 ア 年46回 (スターオフィス等で配信)
6 国保新聞購読助成	国保新聞購読料を助成する。 ア 10部につき6,000円、更に1部増毎に600円
7 広報パンフレット及びポスター等の作成	被保険者の健康づくり、国保料(税)の収納率向上対策のためにポスター等を作成し、保険者に配布及び斡旋を行い国保被保険者に留まらず広く県民に対し、国保制度に対する理解と健康への意識の高揚を図るため、情報誌等の媒体を活用し、広報・啓発事業を実施する。 ア 私たちの国保No.49作成(各保険者の依頼に基づき6月又は8月発行) イ 国保保険料(税)収納率向上対策事業 ウ PRポスター、広報グッズ等作成・配布

第7 保健事業

1 地域医療と保健対策事業の充実

(1) 国保診療施設協議会及び関係組織への積極的支援

事業項目	事業内容
ア 宮城県国保診療施設協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会 (2月) ・役員会 (1月) ・監事会 (12月) ・開設者・施設勤務医師・事務長合同会議・合同研修会 (1月)
イ 東北地方国保診療施設協議会への参画	<p>国保直診の機能、役割の強化に資するため、東北7県の国保診療施設関係者が一堂に会し、相互研鑽し連携を密にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方国保診療施設協議会連絡会議

ウ 全国国保診療施設協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会（6月） ・第56回全国国保地域医療学会（10月：山形県） ・第30回地域医療現地研究会（5月：高知県）
-------------------	---

（2）保健・医療・福祉に関する情報等の共有

事業項目	事業内容
保健・医療・福祉に関する情報等の共有	<p>国における日本再興戦略や健康・医療戦略等を踏まえ、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を大きなテーマとした「国民が健やかに生活し、老いることができる社会」を構築するため、国、県、市町村では生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置いた、さまざまな健康増進事業の一層の活性化をめざし、県内の国保・保健・介護・福祉関係者が一堂に会して健康づくり事業に関する意見・情報交換を図り、保健事業推進の基盤強化の一助となって地域医療の振興と住民の健康保持・増進に貢献することを目的とする。併せて、国保事業の振興発展に尽力された功績顕著な方を表彰するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こくほ健康フォーラムの開催（11月：名取市文化会館）

2 保険者保健事業との連携及び保険者支援事業の充実強化

（1）保険者保健師等との連携

事業項目	事業内容
ア 保健師・栄養士等各種研修会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会（年2回の開催）
イ 国保・保健・衛生関係職員の情報等の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保、国保組合、保健関係者研修会の開催

（2）データヘルス計画の推進

事業項目	事業内容
ア データヘルスに関する各種研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村データヘルス推進会議の開催 ・国保データベース（KDB）システム研修会の開催 ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業（PDCAサイクルに沿った保健事業の展開を支援する。）

イ 国保連合会保健事業支援・ 評価委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業支援・評価委員会（年2回の開催） ・保健事業支援・評価委員会支援部会（年7回の開催） ・保健事業支援・評価委員会支援部会委員による保険者への支援（依頼にもとづき随時）
----------------------------	--

（3）市町村保健事業支援モデル事業等の共同企画の支援

事業項目	事業内容
ア 市町村保健事業支援モデル 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータ利活用に関するモデル事業（1市町村を対象） ・生活習慣病予防活動等モデル事業又は介護予防・健康増進に関するモデル事業（1市町村を対象）
イ 市町村保健事業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援事業（17市町村を対象） ・元気な高齢者支援事業（17市町村を対象） ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業（延べ20市町村を対象） ・その他の支援事業（17市町村を対象）

（4）在宅保健活動者（けやきの会）関係

事業項目	事業内容
ア 在宅保健活動者の活動	<p>・本会が企画する「市町村保健事業支援モデル事業」、「元気な高齢者支援事業」及び「健康づくり支援事業」に主力をおいて支援を行うが、その他、市町村からの保健・衛生に関する支援要請にも可能な限り適宜対応する。そのためには、会員のスキルの維持・向上が必須であり、地域住民の健康維持・増進への意識向上等の普及が図られるよう、効果的な情報提供と研修会等を実施し、組織力の強化を支援する。</p>
イ 在宅保健活動者連絡協議会 の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・総会（2月） ・運営委員会（年3回） ・「けやきの会」研修会Ⅰ（9月） 研修会Ⅱ（総会同日）
ウ 市町村保健事業支援事業へ の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり支援事業（健康まつり） ・元気な高齢者支援事業（おしゃれ講座） ・国保・後期高齢者ヘルスサポート事業支援事業 ・その他の支援事業

(5) 国保料（税）の適正な賦課及び収納率向上のための支援

事業項目	事業内容
ア 収納率向上対策の推進	<p>保険者努力支援制度を支援するため、税務担当者を対象に、県担当課との連携を図り、より実態に即した効果的な実践に繋がり、国保料（税）収納対策及び国保財政の安定化に資するよう研修会を開催する。具体的には、収納率向上を目的とした、研修会及び広報事業の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料（税）収納対策研修会の開催 ・収納率向上対策広報事業（PRポスター・広報グッズ等の作成、配布）

3 その他共同目的達成事業等

国保財政・国保運営等の充実・強化に資するため、効果的な運営に努める。

事業項目	事業内容
ア 宮城県国保運営協議会連絡会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・通常総会（3月） ・委員会（2月） ・監事会（2月） ・市町村国保運協委員及び国保主管課長合同研修会（8月）
イ 東北地方国保運営連絡協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方国保運営協議会代表者連絡協議会
ウ 全国国保運営連絡協議会への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・全国国保運営協議会会長等連絡協議会

第8 特定健診・特定保健指導データ管理

特定健診等データの適正な運用

事業項目	事業内容
ア システムの効率的な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・国保・後期データ管理及び費用決済
イ システムに関する研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診等データ管理システム研修会の開催

第9 介護保険に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

保険者の適正で効率的な業務支援を目的として介護保険担当者説明会等を開催するとともに、県内市町村を訪問して各々の状況に応じた個別の支援を行うことで業務の理解を深め、互いの効率的な業務運営を図る。

また、国保中央会等が実施する担当者説明会へ出席し、各システム等の円滑で適切な審査支払業務の推進を図るとともに、東北協議会主催の介護業務研究会への参加を通じ、介護保険課業務に係る諸問題について協議を行い職員の資質向上に努める。

事業項目	事業内容
(1) 担当職員説明会の開催	介護保険担当職員研修会（5月）
(2) 介護保険調査研究委員会	ア 平成28年度国保連合会事業計画及び平成28年度介護保険事業関係特別会計歳入歳出予算等並びに介護保険課事業等に係る検討・協議（5、10月） イ 小委員会を開催し、総合事業等の具体的課題の検討（6、7、8、9月）
(3) 国保中央会等説明会への参加	ア 介護保険システム担当者説明会（随時） イ 介護サービス事業者支援研修会（9月、東京都国保連合会主催） ウ 介護保険担当課長会議（3月）
(4) 東北地方国保協議会関係	東北・北海道介護保険業務連絡協議会（10月）
(5) 保険者支援の充実・強化	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る業務処理について、希望のあった市町村に職員が個別に訪問し業務に関する疑問点や問題点（市制移行対応）、システムの活用方法及び操作等について説明を行い、業務への理解を深め効率的な業務を支援する。

2 指定事業者等への適正な情報等の提供

県及び市町村主催の事業所説明会へ参加し、請求支払業務の概要やサービス事業所の請求等に関する留意事項等の説明を行い、正しい請求事務の周知を図る。

事業項目	事業内容
県及び市町村主催事業者説明会への参加	ア 介護保険指定事業者集団指導（7月、県主催） イ 介護保険施設等集団指導（5月、仙台市主催） ウ 新しい総合事業費の請求に関する説明会

3 審査支払業務の円滑な運営

事業項目	事業内容
(1) 介護給付費審査委員会の運営	ア 介護医療部会（毎月開催）・・・介護給付費請求明細書の緊急時施設療養費、特定診療費、特別療養費、所定疾患施設療養費の審査 イ 審査部会（4月、9月、3月）・・・介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査
(2) 介護給付費等のインターネット請求の推進	介護給付費等のインターネット請求に関する周知及び推進

<p>(3) システムを活用した効率的な業務の運用</p>	<p>○介護給付費審査支払システムの運用（標準システムの安定的運用）</p> <p>ア 介護給付費等の請求事務に係る伝送システムの推進強化 伝送分に係る事前チェック及び早期通知の実施</p> <p>イ 保険者回線の高速化による情報交換機能の充実・強化</p> <p>○独自システム（少ない職員で最大の効果を得るため独自システムを活用し効率化を図る）</p> <p>ア 介護保険保険者支援システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電算共同処理帳票の伝送及び資料等の提供 ・保険者支援システム活用に係る操作説明会の開催 <p>イ 問い合わせ対応システムを活用し、保険者及び事業所からの問い合わせへの迅速で的確な対応</p> <p>ウ 適正化システムを活用した縦覧点検業務の効率的運用</p>
<p>(4) ホームページの活用</p>	<p>サービス事業所等に対し、介護保険給付費の請求に関する事項について、適宜ホームページを活用し迅速な連絡及び周知による業務の効率化を図る。</p>

4 介護給付適正化対策事業の保険者支援の充実

国の方針により県が策定した介護給付適正化方針に基づき、保険者事務の軽減と介護給付の適正化を推進するために介護給付適正化システムを活用した縦覧点検を実施する。

また、担当者説明会の開催等により介護給付適正化システムの効率的運用を図る。

事業項目	事業内容
<p>(1) 関係機関との連携</p>	<p>ア 介護給付適正化システム説明会の開催（6月）</p> <p>イ 介護給付適正化システムブロック別説明会の開催（10月）</p>
<p>(2) 国及び県との連携による事業の推進</p>	<p>ア 介護給付適正化担当者説明会（8月、中央会主催）</p> <p>イ 介護給付適正化に係る北海道・東北ブロック研修会（10月、厚生労働省主催）</p>
<p>(3) 介護給付縦覧点検事務の推進</p>	<p>ア 介護給付適正化方針に基づき実施している同業務の円滑な運用及び推進</p> <p>イ 情報提供等保険者支援の強化</p>

5 年金特別徴収経由機関事務等の円滑な運用

年金保険者と市町村との情報交換に係る迅速なデータ授受等の実施。

年金生活者支援給付金に係る所得情報経由事務の円滑な導入及び迅速なデータ授受等の実施。

事業項目	事業内容
(1) 年金特別徴収経由機関事務	<p>国保中央会及び市町村との連携による円滑なデータ授受の実施</p> <p>ア 月次処理</p> <p>a 特別徴収結果情報 (年金保険者→中央会→連合会→市町村)</p> <p>b 特別徴収各種異動情報 (市町村→連合会→中央会→年金保険者)</p> <p>c 特別徴収各種異動情報件数確認 (中央会→連合会→市町村)</p> <p>イ 年次処理</p> <p>a 特別徴収対象者情報 (年金保険者→中央会→連合会→市町村)</p> <p>b 特別徴収依頼通知 (市町村→連合会→中央会→年金保険者)</p> <p>c 特別徴収依頼処理結果情報 (年金保険者→中央会→連合会→市町村)</p>
(2) 年金生活者支援給付金経由機関事務	年金特別徴収経由事務のシステムを活用し、年金生活者支援給付金情報について国保中央会及び市町村との連携による円滑なデータ授受の実施

6 苦情処理に関する事業

本会に寄せられる苦情相談及び苦情申し立てに対して適切で迅速な対応を行い、県内サービス事業所全体の介護サービスの質の向上を図る。

また、関係機関等との連携及びシステムの有効活用による情報共有の強化を図る。

事業項目	事業内容
(1) 介護サービス苦情処理委員会の円滑な運営	<p>○介護サービス苦情処理委員会の開催 (随時)</p> <p>ア 苦情申し立てに係る審議</p> <p>イ 委員会の審議の結果、調査及び必要な指導・助言の実施</p> <p>ウ 改善計画等の実施状況調査</p>
(2) システムを活用した効率的な業務の運用	<p>○苦情処理業務支援システムの有効活用</p> <p>ア 事例情報配信による情報交換の促進</p> <p>イ 事例情報のデータベース化による苦情相談の迅速な対応</p> <p>ウ 通報情報システム活用による県及び関係機関等との情報の共有化</p>
(3) 介護サービスの質の向上に関する事業の実施	<p>ア 「サービスの質の向上に関する市町村担当者、事業所管理者等研修会」を開催し、事業所等における介護サービスの質の向上を図る。</p> <p>イ 薬剤師会が推進する「健康介護まちかど相談薬局」との連携</p>
(4) 介護サービスワンランクアップ事業	事業所指定を受けて概ね3年の事業所に訪問・調査を行い、助言等を行うことでより一層のサービスの質の向上につなげる。

7 高額医療・高額介護合算事務の円滑な運用

介護保険審査支払等システム及び国保総合システム並びに後期高齢者医療請求支払システムと連携し、適正かつ迅速な情報の交換及び処理。

広域連合及び国保担当課との連携

区分	処理内容	実施時期
(1) 年次処理 (仮算定処理)	ア 仮算定処理のための受給者台帳の整備	10月上旬～11月上旬
	イ 後期高齢者医療と介護保険に係る各種情報の提出	11月上旬～2月上旬
	ウ 国保と介護保険に係る各種情報の提出	1月上旬～2月下旬
(2) 月次処理 (本算定処理)	ア 支給申請データ受理	毎月20日頃
	イ 補正済み自己負担額情報点検	毎月7日頃
	ウ 支給額計算処理	毎月18日頃

第10 障害者総合支援に関する事業

1 関係機関との連携に関する事業

事業項目	事業内容
(1) 担当職員説明会の開催	市町村障害福祉サービス費等給付担当者説明会（6月）
(2) 国保中央会等説明会への参加	障害者総合支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会（年4～5回）
(3) 保険者支援の充実・強化	障害者総合支援に係る業務処理について、市町村に職員が個別に訪問し疑問点や問題点（市制移行対応）、システムの活用及び操作等について説明を行い、業務への理解を深め効率的な業務を支援する。
(4) 県・仙台市主催事業者説明会への参加	ア 市町村等障害福祉担当者会議（11月、県主催） イ 指定障害福祉サービス事業者等集団指導（6月、3月県主催） ウ 指定障害福祉サービス事業者等集団指導（6月、3月仙台市主催）

2 支払業務の円滑な運営

迅速で適正かつ公正な審査支払業務等を円滑に行うため、次の業務を行う。

事業項目	事業内容
(1) システムを活用した効率的な業務の運用（障害）	○障害者総合支援システムの円滑な運用 ア 障害者総合支援システムの円滑な運用により、保険者審査の支援及び正確で迅速な支払業務の実施 イ 保険者回線の高速化による情報交換機能の充実・強化 ○独自システムの活用 独自システムを活用し、保険者及び事業所からの問い合わせへの迅速かつ的確な対応

(2) ホームページの活用	事業所等に対し、障害福祉サービス費等の請求に関する情報について、適宜ホームページを活用し迅速に提供、周知することにより業務の効率化を図る。
---------------	---

第11 被災市町に対する継続的な支援

事業項目	事業内容
東日本大震災により甚大な被害を受けた市町に対する支援	沿岸市町に対する重点的支援活動の実施

第12 保険者協議会

広域的な保健事業の実施

宮城県地域医療計画の策定又は変更にする場合についての意見の提出に際しては、各種データの収集・分析や意見の取りまとめ、保険者協議会としての意見を表し、県民の総合的な健康の維持・増進と医療費適正化に寄与する。

事業項目	事業内容
1 保険者協議会の各種会議の開催	<p>保険者協議会の事務局として、本協議会の法定化に基づくその対応の検討を行い、求められる役割に応えられる体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者協議会 (7月・2月) ・医療計画部会 宮城県医療計画に関する協議について必要に応じた開催 ・企画調査部会 (12月) ・保健事業部会 (12月) ・構成団体事務担当者打合せ (必要に応じて随時)
2 特定健診等集合契約代表者会議の開催	集合契約に係る本県代表保険者の選考

第13 関係機関主催の諸会議への参加(本会役員及び職員)

事業項目	事業内容
1 国民健康保険中央会関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定期総会 (2) 全国常勤役員会議 (3) 全国事務局長会議 (4) 国保連合会審査担当職員研修(エキスパート研修:年間2回) (5) 全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会 (6) 全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議 (7) 全国国保連合会審査担当課(部)長会議 (8) 審査支援担当者会議 (9) 全国市町村国保主管課長研究協議会

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 全国国保連協会長等連絡協議会 (11) 国保連合会職員等各種研修会 (12) 健康な町づくりシンポジウム (13) 在宅保健師会長連絡会 (14) 第三者行為求償事務担当職員研修 (15) 介護給付費審査委員等各種研修 (16) 介護保険審査支払等システム担当職員研修会 (17) 介護サービス苦情処理委員等研修 (18) 障害者総合支援支払等システムに関する担当者説明会
2 東北地方国保協議会関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定期総会 (2) 常勤役員会議 (3) 事務局長会議 (4) 国保連合会運営研究協議会 (5) 国保連合会職員各種研修会 (6) 国保連協代表者連絡協議会 (7) 国保診療施設協議会連絡会議 (8) 審査支払業務ブロック別研修会 (9) 審査委員会会長会議 (10) 介護保険業務連絡協議会
3 社会保険診療報酬支払基金宮城支部関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支払基金との合同会議の開催（医療上・事務上） （審査情報の共有を行うための情報交換会：年間2回）
4 全国国保診療施設協議会関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通常総会（6月） (2) 第56回国保地域医療学会（10月：山形県） (3) 第30回地域医療現地研究会（5月：高知県）

公告第9号

平成28年度宮城県国民健康保険団体連合会会員負担金及び各種審査手数料等

平成28年度における一般負担金、各種審査手数料等の額は、次に定めるところによる。

I 一般負担金

一般負担金総額（199,612,000円-1,900,000円）×国保被保険者数（人）

年間平均国保被保険者数（611,350人）

+50,000円 = 各保険者負担金

II 直診負担金

区 分	賦課基準	単 価
1 施設割	病 院	20,000円
	診療所	7,000円
2 病床割	1床当たり	300円

III 医療保険に関する手数料等

1 診療報酬等審査支払手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 国保審査支払手数料	県内分 1件当たり	36円 (平成28年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (平成28年4月審査、5月調定分から適用)
2 公費負担医療審査支払 手数料	1件当たり	94円 (平成28年4月審査、5月調定分から適用)

2 療養費審査手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 一般療養費審査手数料	国保 1件当たり	36円 (平成28年3月審査、4月調定分から適用)
2 柔整療養費審査手数料	国保 1件当たり	36円 (平成28年3月審査、4月調定分から適用)

3 機械共同処理業務委託手数料

(1) 電算共同処理受託手数料

国保一般分

{	件数割	1件当たり	13円16銭×平成26年度事業年報の件数
	被保険者数割	1人当たり	35円21銭×平成26年度事業年報の年間平均被保険者数

(2) その他

区 分	賦課基準	単 価
1 乳幼児医療費助成手数料	1件当たり	32円
2 出産育児一時金等支払事務費	1件当たり	210円
3 老人保健保険者別医療費通知手数料	給付額通知 (市町村・組合)	国で定める基準単価による (月遅れ分)
	支給額通知 (市町村・組合)	国で定める基準単価による (月遅れ分)
4 レセプト電算処理システム手数料	1件当たり	68銭
5 退職者医療事業分担金	1人当たり	国で定める基準単価による

※ 「2」については、別途契約書によるもの。

(3) オプション

(消費税別途)

項 目	賦課基準	単 価
1 医療費通知	1世帯当たり	1カ月分 47円
		2カ月分 50円
		3カ月分 56円
2 後発医薬品利用差額通知	1枚当たり	47円

3 後発医薬品利用差額通知 コールセンター業務		保険者（全国）の被保険者数による按分（実績割）
----------------------------	--	-------------------------

IV 介護保険に関する手数料等

1 介護給付費審査支払手数料（平成28年4月審査、5月調定分から適用）

区 分	賦課基準	単 価
1 介護給付費審査支払手数料 （特例介護給付費含）	1件当たり	63円
2 介護予防・日常生活支援 総合事業費審査支払手数料	1件当たり	63円
3 公費負担医療等介護給付費審 査支払手数料	1件当たり	国で定める単価

2 介護保険者事務共同処理手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 要介護認定更新支援処理 手数料	1件当たり	20円 （平成28年4月通知分から適用）
2 償還払給付額管理処理 手数料	1件当たり	63円 （平成28年4月処理分から適用）
3 高額介護サービス費支給 処理手数料	1件当たり	20円 （平成28年4月通知分から適用）
4 市町村特別給付等支払 処理手数料	1件当たり	63円 （平成28年4月審査、5月調定分から適用）
5 主治医意見書作成料支払 処理手数料	1件当たり	50円 （平成28年4月処理分から適用）

6 認定調査委託料支払処理 手数料	1件当たり	20円 (平成28年4月処理分から適用)
----------------------	-------	-----------------------------

(消費税別途)

7 介護給付費通知作成処理手数料	1件当たり	35円 (平成28年4月処理分から適用)
8 共同処理事務手数料 (保守料)	1保険者当たり(年額) ※平成28年4月1日を基準とするもの。	100,000円 (平成28年4月処理分から適用)

※ 「8」については、高額医療・高額介護合算事務手数料が含まれるもの。

3 障害介護給付費支払手数料(平成28年4月受付、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 障害介護給付費支払 手数料	1件当たり	150円
2 障害児給付費支払手数料	1件当たり	150円

4 障害福祉サービス等に関する市町村事務共同処理手数料
(平成28年4月受付、5月調定分から適用)

区 分	賦課基準	単 価
1 特例介護給付費支払 手数料	1件当たり	150円
2 特例障害児給付費支払 手数料	1件当たり	150円

V 年金特別徴収経由機関事務手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 年金特別徴収経由機関事務手数料	第1号被保険者 1人当たり	6円80銭

VI 特定健診等データ管理システム手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 データ管理手数料	1 件 当 た り (健診データ受信時に1回賦課)	189円
2 費用決済手数料	1 件 当 た り (費用決済データ受信毎に賦課)	20円10銭
3 国保中央会手数料	1 件 当 た り (データ受信毎に賦課)	36円56銭

VII 後期高齢者医療に関する手数料

区 分	賦課基準	単 価
1 診療報酬審査支払手数料	県内分 1件当たり	55円 (平成28年3月審査、4月調定分から適用)
	県外分 1件当たり	各国保連合会設定単価 (平成28年4月審査、5月調定分から適用)
2 一般療養費審査手数料	1件当たり	55円 (平成28年3月審査、4月調定分から適用)
3 柔整療養費審査手数料	1件当たり	55円 (平成28年3月審査、4月調定分から適用)
4 電算処理委託手数料		契約に基づく金額による

平成28年度各種会計歳入歳出予算

[\(詳細は別紙総括表のとおり\)](#)

公告第10号

宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

宮城県国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので国民健康保険法第27条第1項第6号の規定により、議決を求める。

区 分	保 有 額
国保運営資金融資基金積立資産	360,681,931円

公告第11号

次期国保総合システム構築及びデータ移行業務等に係る債務負担行為

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成11年規則第2号）第15条の6の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込み）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左の財源内容		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一般財源
						国・県 支出	その 他	
1 次期国保総合システム構築及びデータ移行業務等について平成29年度までに、129,600千円を限度として支払うものとする。	千円 129,600		千円	平成28年度 ～ 平成29年度 まで	千円 129,600	千円	千円	千円 129,600
2 次期国保総合システムデータセンターハウジング業務について平成32年度までに、91,800千円を限度として支払うものとする。	91,800			平成28年度 ～ 平成32年度 まで	91,800			91,800

公告第12号

平成27年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293,633千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ654,307千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,337千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,039,251千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度国保運営資金融資特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会国保運営資金融資特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ671,661千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ741,004千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計 歳入歳出補正予算（第2号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,260,414千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,367,593千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

別表「歳入歳出予算補正」による。

平成27年度国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会国保高齢者医療制度円滑導入基金事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,085千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,205,129千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成27年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,541千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ721,244千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。
-

平成27年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

平成27年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,383千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770,533千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。